

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

平成25年4月15日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED]が平成25年2月20日及び同年3月21日付けで審査請求人に  
対して行った生活保護費変更決定処分は、これを取り消す。

事 実

[REDACTED]（以下「処分庁」という。）は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定により、平成25年2月20日及び同年3月21日にそれぞれ生活保護費変更決定処分（以下、前者の処分を「原処分1」、後者の処分を「原処分2」といい、両処分を併せて「本件処分」という。）を行った。

請求人は、本件処分を不服として、平成25年4月15日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、本件処分の取消しを求めて、次のとおり主張している。

請求人の[REDACTED]が開設し、請求人はその存在を知らなかつた[REDACTED]の口座に[REDACTED]の貯金があり、このことを処分庁に説明したにもかかわらず、相当額を一方的に保護費から削減され不服である。

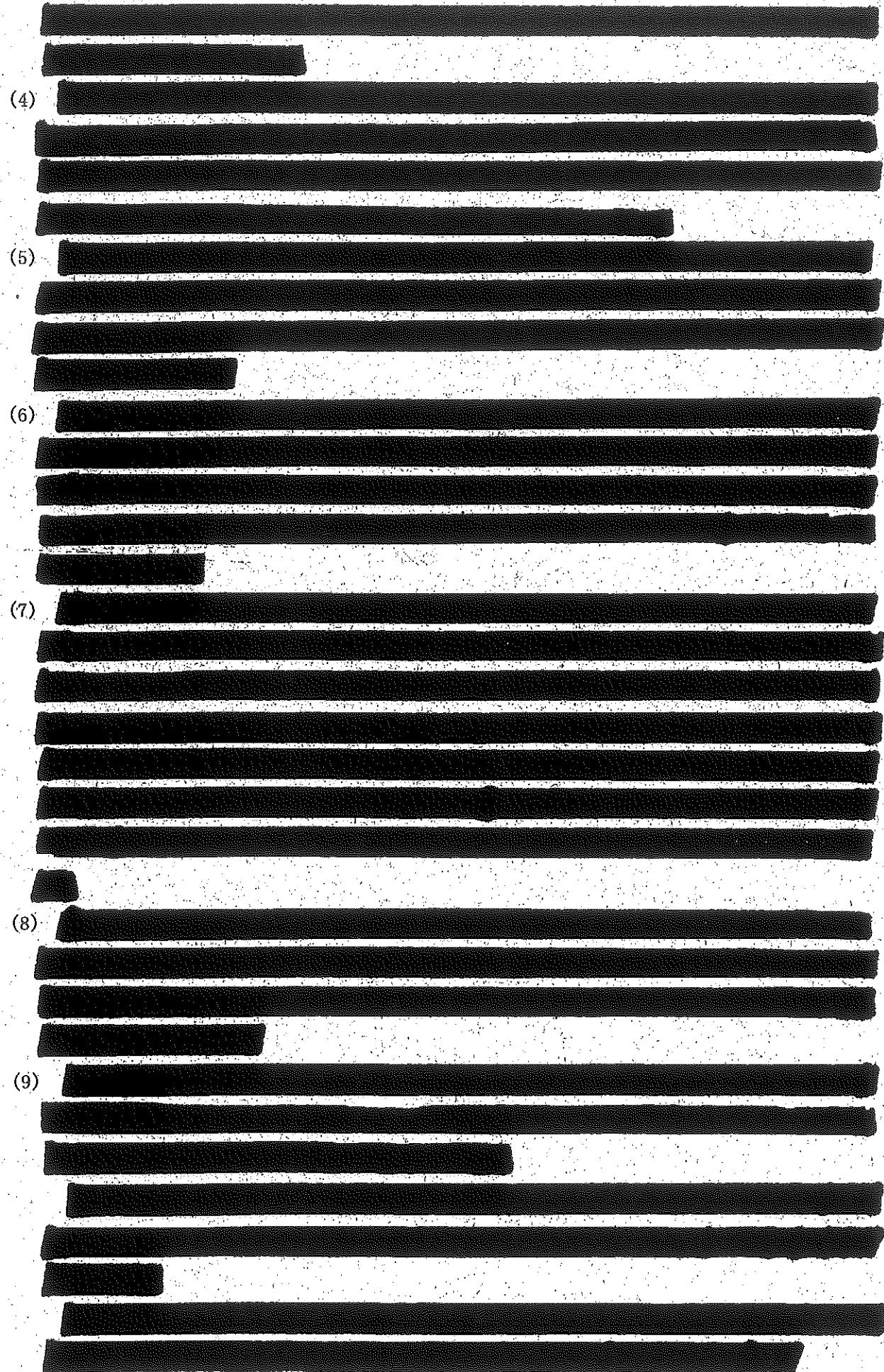
裁 決 の 理 由

1 本件に関しては次の事実が認められる。

(1) [REDACTED]  
[REDACTED]

(2) [REDACTED]  
[REDACTED]

(3) [REDACTED]  
[REDACTED]



## 2 判断

## (1) 法の規定等について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う（法第8条第1項）とされている。

そして、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

イ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第3.4号厚生省社会局保護課長通知）第10-10-2(答)-1によると、保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とするとされている。

ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問10-6-2によると、保護の開始決定後に判明した預貯金が、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であって、保護開始時の手持金と開始決定後に判明した預貯金を合算しても、保護を要する場合については、手持金の保有を認めても差し支えないとされている。なお、このとき保有を認めることができるのは、すでに保有を容認した手持金と、その世帯の開始時の最低生活費の5割の額の差額の範囲内であることに留意し、これを超える額については、法第63条により処理することとされている。また、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であっても、保護の開始決定後の翌々月以降に判明した場合は、その全額を法63条により処理することとされたいとしている。

## (2) 請求人の主張について

請求人は、請求人の■とは険悪な関係であることを理由として、未申告預貯金①の金銭を受け取ることは不可能だと主張している。

しかし、処分庁の行った扶養義務照会により、①■から請求人に対して週1回の定期的な電話交流をしている、②将来の計画はまだ考えられないが、現在は同居できないが将来考えている旨の記載があることから、請求人が主張するような険悪な関係により金銭を受取ることが不可能とする主張は信用性に欠けるものである。

また、請求人の主張どおり、未申告預貯金①が■の管理下にあったとしても、請求人から■へ名義変更を行っておらず、■への譲渡事実は見受けられない。

さらに、請求人は、処分庁からの指導により、未申告預貯金①の再発行された通帳の写し及び未申告預貯金②の取引明細書を処分庁に提出している。

よって、この資産に係る権利は請求人が行使できるものと認められる。

### (3) 本件処分について

そこで本件処分についてみると、未申告預貯金①及び②は、生活保護の開始後、保護開始月及びその翌月に処分庁の調査により判明しており、当該資産に係る権利は請求人が行使できるものであるから、保護開始時資力と判断される。そこで請求人の保護開始時資力は、既に保有を認めていた手持金及び預貯金の■に、未申告預貯金①及び②の残高合計■を合算した■となるが、この額は、請求人世帯の最低生活費の5割の額である■の範囲内である。

また、前記1の(4)、(5)、(6)、(7)、(8)及び(9)のとおり意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる。

のことから、処分庁は上記(1)～(9)に基づき未申告預貯金①及び②の保有の容認を検討すべきであったが、そのような検討を行っていない原処分は不当であるといわざるを得ない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成29年10月27日

北海道知事 高橋 はるか

